

センター名称		第2育秀苑	桜台	豊玉	練馬
I	運営方針				
	運営方針	地域性を踏まえ、高齢者が地域で自立した生活ができるよう支援を行い、「地域包括ケアシステム」の中核機関としての役割を果たしていく。	「高齢者の尊厳を大切にする。自立と自己決定を尊重する。高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する」の理念を踏まえて、一人の問題も見逃さない支援をしていく。	地域の特性を生かし、地域団体や関係機関との連携・協働を進め、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、切れ目のないサービス提供体制の構築を行う中核機関として運営を行う。	地域の特性を生かし、地域団体や関係機関との連携・協働を進め、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、切れ目のないサービス提供体制の構築を行う中核機関として運営を行う。
II	組織運営体制				
	(3) 区および他センターとの連携	定期的な連絡会で情報の共有や検討事項、問題点について意見交換を行っていく。また、各専門職で職種会を行い情報共有・専門性の向上を図る。	総合福祉事務所と緊密に連携し、地域の高齢者への支援体制を構築し、定期的な連絡会での意見交換、報告・連絡・相談を深めていく。	圏域を面としてとらえ、包括的な連携を行う。また、圏域連絡会などを通じ職種間での情報共有やそれぞれの地域特性に合わせた課題解決を検討、連携し、支援力を強化していく。	圏域を面としてとらえ、包括的な連携を行う。また、圏域連絡会などを通じ職種間での情報共有やそれぞれの地域特性に合わせた課題解決を検討、連携し、支援力を強化していく。
	(6) 感染症や災害への対応力強化の取組み	併設の特別養護老人ホーム・訪問介護と連携して定期的に避難訓練を行う。また、感染症、防災に係る委員会に適宜出席し、感染症対策や非常災害時等の情報共有を図る。	定期的な避難訓練等に参加するとともに、防災・災害等に関する研修会にも積極的に参加する。また、感染症に係る委員会に参加し、感染症対策の情報共有を図る。	新型ウイルスを含む感染症予防対策として、法人の「感染症発生時における事業継続計画」に基づき、蔓延防止のための行動を徹底する。災害に備え、職員の安否確認訓練を毎月行う。	新型ウイルスを含む感染症予防対策として、法人の「感染症発生時における事業継続計画」に基づき、蔓延防止のための行動を徹底する。災害に備え、職員の安否確認訓練を毎月行う。
III	各事業の実施方針				
	1 包括的支援事業				
	(1) 総合相談支援業務 ② 家族介護や複合的な課題を持つ世帯への支援	社会の多様性に応じた支援を行う。スピーディな対応ができるよう、他機関との連携・情報共有を行いながら、課題解決に向けて取り組む。	介護者本人の人生の支援という視点で、会議や地域からの情報提供や相談から、早期対応ができるよう情報収集を行う。関係機関と連携し家族介護者の必要な支援に繋がるよう取り組む。	子育てと介護が同時のダブルケア、無就業や介護離職後の生活困窮、8050問題など、複合的な課題の情報を整理し相談支援につながるよう、高齢以外の関係機関と連携を丁寧に行っていく。	家族介護者の「生活・人生の質を維持向上させる」という視点で、練馬区、他機関、多専門職などと連携を図り、相談支援に取り組む。
	(2) 権利擁護業務 ① 高齢者虐待への対応	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、48時間以内(可能な限り24時間以内)に事実確認を実施し、高齢者虐待の早期発見に努める。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、緊急性の判断、課題を明らかにする。合わせて、通報から終結に至るまで適切な支援を行う。	地域の居宅介護支援事業所等に向けて、虐待の視点を伝え、早期発見に繋げる。また、職員は高齢者虐待に関する研修を受講し、虐待の早期発見に努める。	職員は高齢者虐待に関する研修を受講し、客体の早期発見に努め、高齢者の人権を守る。地域に向けて、早期発見や予防について、啓発活動を行う。
	(3) 包括的継続的ケアマネジメント支援業務 ② 介護支援専門員への支援	地域の主任介護支援専門員と共に、介護支援専門員が抱える課題に対して、ケース対応を通じて自らの課題解決ができるように継続的に支援する。	介護支援専門員のバーンアウトを防ぐために顔の見える関係を構築し、相談を持ちかけることが容易に思える関係性づくりを行っていく。	地域の介護支援専門員からの相談内容を整理・分類し、経年的な把握を行い、練馬区や地域包括が実施する、介護支援専門員の資質の向上を目的とした取り組みに活用する。	練馬区主任介護支援専門員協議会活動への参画や練馬区ケアマネジメント強化事業の研修に参画により、練馬区全体の介護支援専門員の資質の向上を図る。
	2 地域ケア会議				
	(2) 地域ケアセンター会議の開催	地域ケア個別会議と地域ケア予防会議で抽出された地域課題等に対して、地域の関係者で地域資源の開発や地域づくりを目的とする話し合いを行う。会議録にて共有する。	高齢者被害や個別事例から地域課題について解決のための意見交換・話し合いを行う。開催報告を行うことで課題と実践を可視化し、地域の発展を目標としていく。	地域の町会・自治会、民生・児童委員等へ働きかけ、地域ケアセンター会議を年2回開催。会議で家族介護者支援について実態を確認し、情報を共有し、地域で支える基盤を整えていく。	会議や勉強会、グループワークを通じ、地域包括支援ネットワークの強化と、地域課題の共有を図る。
	3 在宅医療・介護連携の推進				
	(2) 地域の医療資源の把握と連携強化	地域の医療機関との連携を強化するため、個々の医療機関への訪問等を行い、地域包括支援センターの周知を行っていく。	地域の医療機関との連携を強化していくため、個々の医療機関への訪問等を行う。また地域で暮らし続けることができるよう、ニーズを把握し、適切な支援に繋いでいく。	地域の医療機関などに地域包括のチラシなどを配布し、窓口の機能を周知し、医療資源の情報収集を実施する。	地域の専門医、訪問診療と医療機関ごとに対応できる検査などの情報を更新し、地域の医療資源の把握および連携強化を図る。
	4 認知症施策の総合支援				
	(1) 認知症に関する相談支援	認知症の気づきチェックリストの実施支援や、もの忘れ検診後の結果に応じて専門医療機関への受診勧奨や相談を実施していく。	定期的におレンジカフェを開催し、認知症の理解を深め、対応の方法や家族の思いなど気軽に相談できる場を作っていく。	認知症地域支援推進員を中心に、本人や家族からの相談に応じ、適切な医療機関や介護サービスに繋いでいく。	認知症になっても意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、専門医や関係機関と協働し、適切な支援を行う。
	5 生活支援体制整備				
	(2) 資源開発	地域の方の「やりたい、やってみたい、あったらいいな」の意向を引き出し、地域の情報と繋げながら意向が実現できるように後方支援を行っていく。	元気高齢者や、認知症サポーター・介護サポーター修了者がともに活動できるよう、街かどケアカフェさくらを活動の場として提供し、情報交換の場となるよう努めていく。	担当区域の地域団体の活動支援や、不足する生活支援サービスの創出に努める。区民の健康づくりやフレイル予防のため、自主グループの立ち上げや伴走支援を行っていく。	地域ケアセンター会議等で、地域特性、社会資源、地域課題を協議、共有し、地域に不足する生活支援サービスの創出に努める。
	6 ひとり暮らし高齢者等訪問支援				
	(3) 高齢者を見守る地域づくり	町会、自治会活動への参加、民生委員との情報交換会、介護支援専門員等との連絡会を継続し、地域の様子や顔の見える関係をより深め、相談しやすい環境を整えていく。	住民同士による見守り意識や活動参加意欲を高めていけるよう、常設型・出張型街かどケアカフェ事業で、地域の通いの場、居場所づくりの周知活動を継続していく。	地域の関係者から、異変が見受けられる高齢者を発見した際に情報提供してもらえる体制を構築する。	地域のネットワークづくりとして、民生児童委員との情報交換を目的とする連絡会に参加し、必要に応じて個別訪問をするなど連携体制を構築する。

センター名称		練馬区役所	中村橋	中村かしわ
I	運営方針			
	運営方針	地域の特性を生かし、地域団体や関係機関との連携・協働を進め、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、切れ目のないサービス提供体制の構築を行う中核機関として運営を行う。	地域包括ケアシステムの確立を目指し、中核機関としての立場を意識して運営にあたる。担当地域の変更を踏まえ、早急に地域資源等の発掘や開拓に努め、身近な相談機関として人と人がつながる事業を提供する。	機能転換前の敬老館時代に築いてきた地域とのネットワークを生かし、「街かどケアカフェかしわ」を併設した新たな形の地域包括支援センターとして、地域包括ケアシステムの構築に寄与する。
II	組織運営体制			
	(3) 区および他センターとの連携	圏域を面としてとらえ、包括的な連携を行う。また、圏域連絡会などを通じ職種間での情報共有やそれぞれの地域特性に合わせた課題解決を検討、連携し、支援力を強化していく。	職種ごとの会議体やそれに伴う業務の分担、特に持ち回り任務等への積極的な姿勢を持ち、他センターとの協働に及ぶ部分はしっかりと責任を果たす。	職種ごとの会議体や、業務の分担、持ち回り任務等に積極的な姿勢を持ち、他センターとの連携にしっかりと取り組んでいく。
	(6) 感染症や災害への対応力強化の取組み	新型コロナウイルスを含む感染症予防対策として、法人の「感染症発生時における事業継続計画」に基づき、蔓延防止のための行動を徹底する。災害に備え、職員の安否確認訓練を毎月行う。	「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」と「新型コロナウイルス発生時の業務継続マニュアル」も作成。感染症、自然災害時のBCPを作成した。BCPを活かした定期的な訓練を行う。	「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に加え、「新型コロナウイルス発生時の業務継続マニュアル」も作成する。自然災害についても伝達研修を実施していく。
III	各事業の実施方針			
	1 包括的支援事業			
	(1) 総合相談支援業務 ②家族介護や複合的な課題を持つ世帯への支援	高齢者が望む生活、自立した生活を送るために、世帯員の一人である家族介護者の抱える課題にも目を向けて支援を行う。	若年性認知症やヤングケアラー、ダブル介護、ひきこもり等個別ケースの対応を実施。地域の自主グループや、家族介護サロンを主催し、課題のある世帯の支援に取り組む。	高齢者介護、障害、生活困窮、中高年のひきこもりや8050問題など、複合的な課題を持つ世帯に、生活福祉課連携推進担当係や、多様な支援関係機関などと連携しながら支援を行う。
	(2) 権利擁護業務 ①高齢者虐待への対応	関係機関と連携しながら継続的にモニタリング・評価を行い、高齢者の生活が安定するまでの支援を行い、再発防止に取り組む。	初期対応としての事実確認は48時間以内、可能な限り24時間以内とし、対応にあたっては、三職種でのチームで協働する。	初期対応としての事実確認は48時間以内、可能な限り24時間以内とし、対応にあたっては、三職種でのチームで協働する。
	(3) 包括的継続的ケアマネジメント支援業務 ②介護支援専門員への支援	多くの支援が必要な事例について相談に応じ、同行訪問、カンファレンス等を通じて、介護支援専門員とともに支援を行う。	地域の介護支援専門員の日常的業務のなかで、相談対応は随時行う。必要に応じ同行訪問やサービス担当者会議への参加で、多職種連携を踏まえて実施する。	地域の介護支援専門員の日常的業務のなかで、相談対応は随時行う。必要に応じ同行訪問やサービス担当者会議への参加で、多職種連携を踏まえて実施する。
	2 地域ケア会議			
	(2) 地域ケアセンター会議の開催	個別課題の検討を通して地域課題を抽出し、課題解決に向けた社会資源の把握やネットワークの構築を図る。	把握した地域課題について、困難ケース等の地域生活や要支援者等の自立を阻害する地域課題に該当するか否かを判断し、地域関係者と共有及び解決に向けて取り組む。	把握した地域課題について、困難ケース等の地域生活や要支援者等の自立を阻害する地域課題に該当するか否かを判断し、地域関係者と共有及び解決に向けて取り組む。
	3 在宅医療・介護連携の推進			
	(2) 地域の医療資源の把握と連携強化	地域の医療機関に、医療と介護の相談窓口機能の周知を図り、医療資源の情報を集め、連携の強化を図っていく。	医療機関や介護事業者との事例検討や研修開催に協力し、共催していく。また可能な範囲でICTの活用も図っていく。	担当地域の医療資源についてはリストを作成し、随時更新をして窓口相談等の情報提供に活用する。地域外の情報でも、区民が利用することが多い情報については情報収集を行う。
	4 認知症施策の総合支援			
	(1) 認知症に関する相談支援	もの忘れ検診事業の検診対象者に対し、必要に応じてチェックリストの実施や、検診に関する相談など、必要な支援を行う。また検診結果に基づき、相談を必要とする人の支援も行う。	もの忘れ検診事業への対応として、検診対象者に対して必要に応じてチェックリストの実施や検診に関する相談支援等のサポートを行う。	もの忘れ検診事業への対応として、検診対象者に対して必要に応じてチェックリストの実施や検診に関する相談支援等のサポートを行う。
	5 生活支援体制整備			
	(2) 資源開発	地域特性に合わせた地域包括支援ネットワークを構築。個別の支援の中から、不足している資源情報を収集し、必要と考えられる資源の開発に努める。	年間を通じて地域ケア会議の実施により、担当地域内に存在する地域団体の活動支援を行う。また、不足する生活支援サービスを把握し、その創出等に協力する。	年間を通じて地域ケア会議の実施により、担当地域内に存在する地域団体の活動支援を行う。また、不足する生活支援サービスを把握し、その創出等に協力する。
	6 ひとり暮らし高齢者等訪問支援			
	(3) 高齢者を見守る地域づくり	民生児童委員、練馬区高齢者見守りネットワーク協定業者、薬局等から異変が見受けられる高齢者の早期発見につながる情報提供がスムーズに行える体制を構築する。	既に協力体制の基盤づくりを進めてきた、地域のコンビニや郵便局の見守り協力をさらに得られるよう、定期訪問などを行い、積極的に啓蒙活動を行いながら連携を図っていく。	高齢者を見守る仕組みを地域で作ることを喫緊の課題としてとらえ、民生児童委員や町会・自治会、老人クラブ等と連携し、名簿に載っていない支援対象者の発見に努める。